

令和5年度

# 安全管理研修

## 教育・保育施設等における 子ども虐待の防止対策研修



文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課  
幼児教育調査官 横山 真貴子

1

# 幼児教育・保育施設等における 子どもの権利擁護について



- 教育・保育施設等においては**子どもの最善の利益**を第一に考慮し、子ども一人一人にとって**心身ともに健やかに育つために最もふさわしい生活の場**であることが求められる。
- 子どもの**安全・安心が最も配慮されるべき**教育・保育施設において、虐待等**はあってはならず、虐待等の発生を未然に防がなければならない。**

## <子どもの権利条約(日本ユニセフ協会抄訳)>

### 第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、**子どもにもっともよいこと**は何かを第一に考えなければなりません。

子どもの  
最善の利益



## <保育所保育指針>(平成29年3月)

### 第1章 総則 | 保育所保育に関する基本原則 (1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その**健全な心身の発達を**図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する**子どもの最善の利益**を考慮し、**その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場**でなければならない。

## <保育所保育指針解説>(平成30年3月)

### 第1章 総則 | 保育所保育に関する基本原則 (5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、**子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。**

・・・子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、**子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体である**という認識をもって保育に当たらなければならない。

## <児童福祉施設の設備及び運営に関する基準>(昭和23年厚生省令第63号)

第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該**児童の心身に有害な影響を与える行為**をしてはならない。

『児童福祉法』第七節 被措置児童等虐待の防止等 第三十三条の十

# 研修内容

## ➤ 振り返ってみましょう!

- 保育の中で、こんなかかわりをしていませんか?



## ➤ 人権擁護の視点から「『良くない』と考えられるかかわり」

- セルフチェックリスト(抜粋)



## ➤ 虐待とは?

- 保育所等における、職員による子どもに対する虐待



## ➤ 虐待等と疑われる事案(不適切な保育)とは?

- 虐待等と疑われる事案(不適切な保育)とは?
- 虐待等と疑われる事案(不適切な保育)が生じる背景

保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

## ➤ より良い保育に向けて

- 日々の実践の振り返り
- 職場環境の改善



令和5年5月  
こども家庭庁

# 振り返ってみましょう!

保育の中で、こんなかかわりをしていませんか?



子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う

集団行動をするための言葉がけをした際、言葉がけを聞かない子どもに「〇〇しないなら〇〇できないからね」と言葉进行かける

並ぶときなどに、子どもの自発的行動を待てず、腕を掴んで引っ張る

いつも時間ぎりぎりのお迎えになる子どもに対して、「〇〇ちゃんのお母さん、今日も遅いね」と言う

クラス全員で帰りの支度をしている時に、なかなかできない子どもに、「〇〇ちゃんは早くできないのね、だめな子になっちゃうよ」と言う

# 人権擁護の視点から「『良くない』と考えられるかかわり」

- 1 子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり
- 2 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- 3 罰を与える・乱暴なかかわり
- 4 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠けるかかわり
- 5 差別的なかかわり



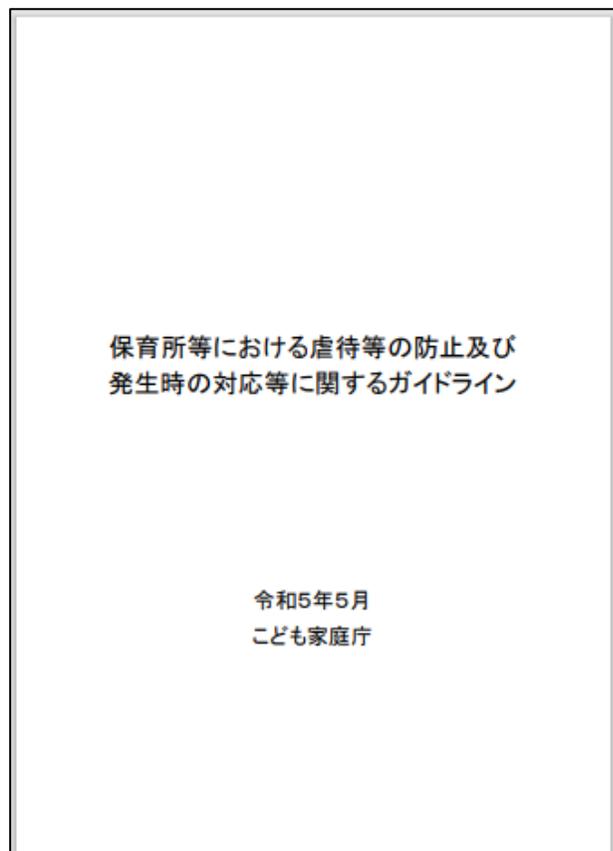


# セルフチェックリスト(抜粋)

自らの保育をとらえなおし、保育の専門職としてさらなる保育の質の向上を目指そう!

	「良くない」と考えられるかかわり	より良いかかわりへのポイント
子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり	子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う。  各項目をチェック! <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している(したことがある)	子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾けましょう。また、すぐに対応できない状況であった場合には、後で必ず「さっきは何だった? すぐに聞けなくてごめんね。」と聞くようにしましょう。『先生に話を聞いてもらえて嬉しい、また話したい』と子どもが感じる事が、信頼関係の構築につながります。
物事を強要するよくなかかわり・脅迫的な言葉がけ	集団行動をするための言葉がけをした際、言葉がけを聞かない子どもに「○○しないなら○○できないからね」と言葉をかける。	「○○しないなら○○できない」との言葉がけは、子どもたちに行動を強要するかかわり(脅し)です。子どもたちが自分自身で考え、行動する力を育むことができるよう、肯定的な言葉がけをして子どものやる気を育てていきましょう。
罰を与える・乱暴なかかわり	並ぶときなどに、子どもの自発的行動を待てず、腕を掴んで引っ張る。	大人が子どもの腕を引っ張ると、脱臼等のけがをする恐れがあります。丁寧な言葉がけて、子どもが納得して自ら行動できるよう配慮しましょう。
子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠けるかかわり	いつも時間ぎりぎりのお迎えになる子どもに対して、「○○ちゃんのお母さん、今日も遅いね」と言う。	子どもは口には出さなくても、最後のお迎えになることを耐えている場合が多くあります。「大丈夫だよ、先生と一緒に待っていようね」等、子どもの気持ちに寄り添った、温かい言葉がけをしましょう。
差別的なかかわり	クラス全員で帰りの支度をしている時に、なかなかできない子どもに、「○○ちゃんは早くできないのね、だめな子になっちゃうよ」と言う。	子どもの心を傷つける言葉づかいは、子どもの人格を否定する行為です。また、他の子どもたちの前での保育者の悪意ある発言は、子ども同士の「いじめ」につながることもあります。

# 虐待等の発生を未然に防ぐために



- 不適切な保育や虐待等の**考え方**の明確化
- 保育所等における虐待等の防止及び発生時の**対応**（保育所等や自治体にそれぞれ求められる事項等）の整理



# 虐待とは？



保育所等における虐待とは、保育所等の職員が行う次のいずれかに該当する行為。  
また、下記に示す行為のほか保育所等に通うこどもの心身に有害な影響を与える行為である  
「その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」を含め、虐待等と定義される。

①身体的虐待	保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
②性的虐待	保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
③ネグレクト	保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
④心理的虐待	保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



## 行為類型/具体例

虐待① 身体的	<ul style="list-style-type: none"> <li>首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為</li> <li>打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など</li> </ul>
性的虐待②	<ul style="list-style-type: none"> <li>下着のままで放置する ・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする</li> <li>こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為(教唆を含む) ・ 性器を見せる</li> <li>本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)</li> <li>こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなど</li> </ul>
ネグレクト③	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置するなど ・ こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)</li> <li>おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど</li> <li>泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う</li> <li>適切な食事を与えない ・ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す</li> <li>虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する</li> <li>他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する</li> <li>その他職務上の義務を著しく怠ること など子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠けるかかわり</li> </ul>
心理的虐待④	<ul style="list-style-type: none"> <li>ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど ・ 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする</li> <li>こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど ・ こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど(例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど)</li> <li>こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど(例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど) ・ 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う</li> <li>感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など差別的なかわり</li> </ul>

※このほか、こどもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待等と定義する。

※個別の行為等が虐待等であるかどうかの判断は、こどもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断する。

その際、保育所等に通うこどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。

※上記具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したもの

引用：『保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン』

こども家庭庁 令和5年5月

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512\\_policies\\_hoiku\\_3.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512_policies_hoiku_3.pdf)10

# 「不適切な保育」とは？ 「虐待等と疑われる事案」とは？



## • 「不適切な保育」とは？

保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為。

引用：『不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き』 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書（別添） 株式会社キャンサースキャン 令和3年3月 <https://cancerscan.jp/wp-content/uploads/2021/06/dcd34c7b5f61320be9d95ac0c0751157.pdf>

## • 「虐待等と疑われる事案」とは？

これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリー（①子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり、②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴なかかわり、④一人一人の子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、⑤差別的なかかわり）とを同じものと解していたが、同カテゴリーの中には「不適切な保育」とは言えないものも含まれているため、「不適切な保育」の位置づけを見直し、「不適切な保育」は5つのカテゴリーと同じものとは解さず、「虐待等と疑われる事案」と捉え直す。

# 虐待等と疑われる事案（不適切な保育）

「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

## 虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

# 虐待等と疑われる事案（不適切な保育）が生じる背景



わたしは  
どうだろう？

## ➤ 職員一人一人の認識の問題

子どもの人権や人格尊重の観点に照らして、どのような子どもへの関わり方が適切なのか十分に理解していない。



わたしたちは  
どうだろう？

## ➤ 職場環境の問題

施設における職員体制が十分でないなど、適切でない保育を誘発する状況が生じている。

# 職場環境の問題と、それによって生じ得る虐待等と疑われる事案（不適切な保育）等の弊害の例



## ➤ 保育者が余裕を持って保育にのぞめない

時間的な切迫や気持ちの焦りなどから、保育者本人も「本来であればそうあるべきではない」と感じている子どもとの関わり（例えば、大きな声を出してしまうなど）を行ってしまう。

同僚の保育者も、自分が担当する子どもを保育することにかかりきりになり、他の保育者が行う保育の不適切さを指摘する等のフォローができない。

## ➤ 日々の保育を職場全体として振り返る体制が整っていない

適切でないと考えられる関わりを保育者が行った際に、他の保育者が個別に指摘することは難しく、早い段階での改善の機会が失われ、不適切な関わりが繰り返されるおそれがある。

## ➤ 保育者が一人きりで保育を任されている状況が多いなど物理的な環境の問題がある

不適切な保育が生じやすく、また、そうした行為が行われても他の保育者により発見されにくいいため、行為を行った保育者本人も改善の機会を逸してしまう。

引用：『不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き』 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書（別添） 株式会社キャンサーズキャン 令和3年3月 ※ 筆者により「保育士」を「保育者」に置き換え

<https://cancerscan.jp/wp-content/uploads/2021/06/dcd34c7b5f61320be9d95ac0c0751157.pdf>

# より良い保育に向けて

○ 教育・保育施設等において、虐待等を未然に防止するために重要なのは、

・ 各職員や施設単位で、



日々の実践における振り返りを行うこと

・ 職員一人一人が

子どもの人権・人格を尊重する意識を共有すること

# より良い保育に向けて:日々の実践を振り返ろう! ①

## <各職員や施設単位で、日々の保育の振り返りを行いましょう>

○ 「子どもにとってどうなのか」という視点から考えていきましょう!

○ チェックリスト等を活用しましょう!

- ・言葉でうまく伝えられない子どもの気持ちを汲み取り、**子どもの人権擁護の観点**から「望ましい」と考えられるかわりができているか、確認しましょう。
- ・個々の振り返りや職員間のミーティング等における**対話**を通じて、保育の実践をとらえなおしてみましょう。そして、保育の専門職としてさらなる**保育の質の向上**を目指しましょう。

○ **市町村等とのコミュニケーション**を密にしていきましょう!

- ・振り返りにあたって、日々の保育に不安等があれば、巡回支援の場面などで、積極的に市町村等に相談しましょう。

○ 日々の振り返りを行ってもなお、子どもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかわりに改善が見られない場合や事態が悪化している場合、虐待等に該当するのではないかと思うような事案と感じた場合などには、教育・保育施設等の**会議の場などで共有**し、教育・保育施設等として、**虐待等と疑われる事案(不適切な保育)**かどうか**確認**しましょう。⇒ 確認に迷いが生じたり、リーダー層の間でも判断が分かれたりしたときには、積極的に市町村等に情報提供、相談を行いましょう。



## より良い保育に向けて:日々の実践を振り返ろう! ②

<職員一人一人が子どもの人権・人格を尊重する意識を共有しましょう>

- 職員一人一人が、子どもの人権や人格尊重に関する理解を十分に深めましょう!
- 子どもの人権や人格を尊重する保育や、それに抵触する接し方等について認識し、職員間でそうした意識を共有しましょう!
- 子どもの人権・人格を尊重する保育についての教育・研修を行いましょう!  
・施設長・園長及びリーダー層は、施設内での研修の実施など、学びの機会を設けましょう。
- 職員同士で率直に話すことができる場を設けましょう!  
・日々の保育について、定期的に振り返りを行いましょう。  
子どもに対する接し方が適切であったか、より望ましい対応はあったのか、振り返りましょう。
- 保育内容等に関する自己評価を行いましょう!  
・参照:「保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)」「『保育所における自己評価ガイドライン』の改訂について(通知)」  
(令和2年3月19日厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)
- 第三者評価や公開保育、地域の合同研修等を活用しましょう!  
・日々の保育について施設外部からより多様な視点を得ながら、職員の気づきを促しましょう。



# より良い保育に向けて:職場環境の整備

## ○ 振り返りや話し合いの場や時間の確保 ← 施設長・園長など管理責任者

### ・自園の状況にあわせて柔軟に

- ・毎回の会議で、10分間ほど子どもの様々な様子を語り合う時間を設ける。
- ・毎日定例の「10分間ミーティング」で、テーマを決めて話し合う。
- ・保育の準備作業を同僚と一緒にを行う際に、雑談しながら最近の子どもの様子を共有する。

日々の実践  
の振り返り  
を行うために

## ○ 相談しやすい職場環境づくり

同僚性: 問いかけ合い、高め合う、支え合う、  
専門職としての同僚関係(矢藤,2017)

### ・互いを尊重する職場の雰囲気をつくる ← 施設長・園長など管理責任者

- ・各職員の持ち味や良いところに目を向け、それを他者にも伝えることを率先して意識する。
- ・職員が、他の職員の自分とは異なる意見に対して、自身を否定されたかのように受けとめる場合があること等に留意し、話し合いの目的や互いを認め合う基本姿勢を明確に示す。



### ・話しやすい関係や場づくり: 誰もが積極的に発言しやすい雰囲気をつくる

- ・会議やミーティングの場だけでなく、日々の何気ない会話も、様々な気づきの共有や対話的な関係づくりにつながっていくことを、一人一人が意識する。
- ・「相手の意見を否定しない」「発言者が偏らないようにする」など、基本ルールをつくる。
- ・「何が・誰がいけなかったのか」を追及するのではなく、次に向けて「何が必要か」「どうすべきか」について、各自が当事者意識をもって発言するという共通認識をもつ。

## 保育士等の負担軽減策（運用上で見直し・工夫が考えられる事項の周知）

○ 保育士等の負担軽減の観点から、運用上で見直し・工夫が考えられる以下のような事項について周知を図る。

項目	周知内容
指導計画	<p>指導計画については、保育所保育指針解説等に則り、こどもの実態等を踏まえて、長期・短期の2種類の計画をそれぞれの園の実情に応じ、創意工夫を図りながら作成いただきたいこと。例えば、年単位、期単位、月単位、週単位、日単位の計画を個別に作成する必要があるものではない。</p> <p>・自治体においても、保育所等への指導等を行うに際し、こうした点を了知いただきたいこと。</p> <p>※保育所保育指針解説においては、①年・数ヶ月単位の期・月など長期的な見通しを示す指導計画と、②それを基に更にこどもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示す指導計画の2種類の計画を作成するよう示している。</p>
児童の記録に関する書類等の見直し	<p>・種類が異なる複数の資料に重複する内容が多く含まれている場合があることから、記載内容が重複している項目を洗い出し、可能なものは同一の様式とするなど、それぞれの園の実情に応じた見直しを行っていただきたいこと。</p> <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、最低限記載することが望ましい項目を整理し、児童票等の参考様式を示している。</p>
業務内容の精査、働き方の見直し	<p>・保育する上で本当に必要な業務を精選し、会議を短時間で効果的なものとする工夫や業務の配分の「ムラ」の改善など、働き方の見直しに取り組んでいただきたいこと。</p> <p>・行事については、こどもの日常生活に変化と潤いがもてるよう、日々の保育の流れに配慮した上で、ねらいと内容を考えて実施することが重要。恒常的に企画や準備のための残業や持ち帰り作業等が生じている場合等には、それぞれの園の実情やねらいに照らし、準備等の業務の改善に取り組んでいただきたいこと。</p> <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、保育士等の業務内容のタイムマネジメントや、業務の配分の偏りなどの「ムラ」のリストアップといったアプローチの方法を例示している。</p>

○ あわせて、保育所等における日々の保育実践の改善を図るため、巡回支援事業の活用とともに、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」により配置されている幼児教育アドバイザーとの積極的な連携を図るよう周知を図る。

※「巡回支援事業」：若手保育士への巡回支援、勤務環境の改善に関する助言等を行うための保育事業者支援コンサルタントによる巡回支援、自己評価等の充実による保育の質の確保・向上を図るための保育実践充実コーディネーターによる巡回支援等

※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」：一定の要件を満たす都道府県又は市区町村が、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援等の事業を行う場合、その経費の一部を補助し、もって幼児教育の質の向上を図ることを目的とする事業。

※「幼児教育アドバイザー」：幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者を指す。

## まとめにかえて

すべての子どもたちの**ウェルビーイング**の実現のために

日々の実践の振り返りを通して、教育・保育の専門職として、**教育・保育の質をさらに高めていきましょう。**

子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、  
子どもにかかわる**大人のウェルビーイング**の確保も不可欠です。  
**みなさんのウェルビーイング**の実現も大切に！

### ウェルビーイング(well-being)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

『教育振興基本計画』 令和5年6月16日 閣議決定

- Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針（総括的な基本方針・コンセプト）
- (2) 日本社会に根差したウェルビーイングの向上



# 主な引用資料



- 『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト  
～「子どもを尊重する保育」のために～』 全国保育士会 平成30年4月一部改訂  
<https://z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf>
- 『不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き』 「令和2年度子ども子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書(別添)  
株式会社キャンサースキャン 令和3年3月  
<https://cancerscan.jp/wp-content/uploads/2021/06/dcd34c7b5f61320be9d95ac0c0751157.pdf>
- 『保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン』  
こども家庭庁 令和5年5月  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512\\_policies\\_hoiku\\_3.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512_policies_hoiku_3.pdf)
- 『昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について』  
こども家庭庁 令和5年5月  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/bb59eec8/20230512\\_policies\\_hoiku\\_2.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/bb59eec8/20230512_policies_hoiku_2.pdf)